

2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価についての意見の概要及び博覧会協会の見解

- 1 環境影響評価手続に関すること
 - (1) 期間について
 - (2) 環境影響評価項目の選定について
 - (3) 調査について
 - (4) 工事の着工について
 - (5) 手続きの再実施について
 - (6) 説明会等について
 - (7) 意見の取り扱いについて
- 2 環境影響評価の方法について
 - (1) 評価について
 - (2) 詳細な建設計画に基づく環境影響評価について
 - (3) 審査会の設置について
 - (4) 他制度によるアセスの実施
 - (5) 複数案について
- 3 環境影響評価の項目等について
 - (1) 環境に影響を与えると考えられる行為について
 - (2) 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持
 - ア 大気環境
 - イ 水環境
 - ウ 土壌環境・その他の環境
 - (3) 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全
 - ア 植物、動物
 - イ 生態系(里地生態系)
 - (4) 人と自然の豊かな触れ合い
 - ア 景観
 - イ ふれあい活動の場
 - (5) 環境への負荷
 - ア 廃棄物等
 - イ 温室効果ガス
 - (6) その他
- 4 環境保全措置について
- 5 環境影響評価の対象事業について
- 6 環境保全上の課題等
- 7 博覧会の終了後について
- 8 海上地区について
- 9 環境保全の見地以外の意見
- 10 博覧会協会以外の者への意見

1 環境影響評価手続に関すること

(1) 期間について

- ・今後の手続のスケジュールを明確に示すべきである。
- ・「意見書」受付を博覧会協会による説明会の1ヶ月後まで追加して受け付けること。
- ・「意見書」受付を博覧会協会による説明会の2週間後まで追加して受け付けること。
- ・環境影響評価について協会が主催した説明会をおこない、その後1週間後まで、意見書を受け付けること。
- ・5月中にアセスのプロセスを終えたいという協会の意向だと伺いましたが、これでは適切なアセスは出来ません。公表されたフローチャートを見ると、最短でも10月か11月まではかかるはずで、きちんとしたプロセスとなるよう求めます。
- ・一般市民からの意見募集から修正評価、工事着工までの期間が、諸問題の大きさからみてあまりにも短期間です。意見公募から修正評価作成まで、5ヶ月から少なくとも10ヶ月までの期間を取ってください。

《見解》

平成11年10月に評価書を公告してから既に2年以上経過していること、評価書(第案)の計画熟度が高まる過程において2005年日本国際博覧会計画も変化していること等から、修正評価書を作成する過程において、2005年日本国際博覧会環境影響評価要領(以下「要領」という)上は定められていませんが、このような事情を勘案して環境影響評価を行うこととの経済産業省の指導により、今回の「環境影響評価の進め方」の公表及び意見募集を行いました。また、評価書の修正に当たっても、意見募集及び関係市町長、愛知県知事、環境大臣、経済産業大臣の意見を同時並行的に求めることとしております。

「環境影響評価の進め方」についての説明会は、平成14年1月18日(金)に長久手町文化の家、同月24日(木)に瀬戸市市民会館、同月26日(土)に豊田市内八草公民館において、地元の方を中心に、先般公表された基本計画と併せて説明会を開催いたしました。

意見書の受付は、見解をまとめるための区切りとして、平成13年12月27日の公表から35日間といたしました。

なお、今後修正評価書(案)をお示しし、皆様方等の意見をお聴きし、評価書の修正をおこない、まとめ次第公告してまいりたいと考えております。

また、要領に基づき引き続き追跡調査を行うこととしております。

(2) 環境影響評価項目の選定について

- ・募集した住民意見に対する見解を公表し、方法書の内容が確定した段階で速やかに方法書の確定版を公表すること。これは修正評価書案の作成に入る前に行って下さい。(他に同趣旨1件)
- ・住民参加手続きを確実なものにするため、住民意見の意見の取りまとめ、公表を行うだけでなく、1998年の実施計画書段階の関係市町村意見、知事意見、大臣助言を求めたと同様の手続きをとること。(他に同趣旨3件)
- ・経産省から財団法人2005年国際博覧会協会に宛てた平成13年12月20日付の文書には、経産省から『実質的に必要な環境影響評価を』とかがかかれています。博覧会協会が主催する説明会も行わず、住民意見にたいして知事意見も、大臣意見も求めないとするならば、これは『実質的に必要な環境影響評価』にはなりません。

《見解》

平成11年10月に評価書を公告してから既に2年以上経過していること、評価書(第案)の計画熟度が高まる過程において2005年日本国際博覧会計画も変化していること等から、修正評価書を作成する過程において、要領上は定められていませんが、このような事

情を勘案して環境影響評価を行うこととの経済産業省の指導により、今回の「環境影響評価の進め方」の公表及び意見募集を行いました。また、評価書の修正に当たっても、意見募集及び関係市町長、愛知県知事、環境大臣、経済産業大臣の意見を同時並行的に求めることとしております。

皆様方等のご意見に基づき修正した環境要素 - 影響要因マトリクスを、既にホームページ（以下「HP」という。）で公表しております。

・アセスメント項目が決定された場合、募集した意見に対する見解だけでなく項目決定の理由を公表すること。

《見解》

環境要素 - 影響要因マトリクスに追加又は削除を行った理由等を記載しました。

（３）調査について

・YP 地区の影響評価を実施する場合、基準になる事前の調査は実施されましたか。もし、実施されているのであれば、事前にデータの公表をしていただきたい。そのうえで今回の基本計画との環境影響を、比較しての調査検討を公表すべきです。

・平成 13 年度の追加調査が平成 14 年 3 月まで行われることから、その結果をみて決めること。

・方法書段階から修正評価書まで 1 年足らずで済ませることはオオタカを始めとする、動植物や生態系の調査、代償措置に関する有効性への実証が出来ないため、十分な時間をかけ、注目すべき動植物や生態系への影響予測評価を正当に行うことが出来る調査期間を設けること。また、代償措置をおこなうのであれば、その実効性を証明するための期間を設けること。（他に同趣旨 1 件）

《見解》

青少年公園地区等にかかる既存資料につきましては、2005 年日本国際博覧会に係る環境影響評価書青少年公園地区等編（平成 11 年 10 月）に、環境調査につきましては、愛知青少年公園及びその周辺における環境調査結果について（2005 年日本国際博覧会に係る環境影響について - 検討状況報告書 - 平成 12 年 10 月の資料編）に記載しております。

平成 13 年度の環境調査は、平成 12 年度までの調査の補完を行っているものであり、「環境影響評価の進め方」（項目の選定等）については、現時点の調査結果で十分判断できるものと考えます。

（４）工事の着工について

・工法・環境影響・開催後の復元法が明確になってから着工すべき

《見解》

要領によれば、修正評価書の公告を行った後、修正評価書の記載事項に基づき、環境の保全についての適正な配慮をして事業を実施することとなっております。

（５）手続きの再実施について

・基本計画は BIE 登録時の計画より、会場利用面積（総面積 8ha におよぶ催事スペース、グローバル・ループ及びシティーゲート） Gondola 計画、計画基準日の入場者数など、環境への影響が増大しているため、環境影響評価を方法書から再実施すべき。（他に同趣旨 10 件）

・青少年公園の生態系・動植物への環境影響評価を再実施すべき。

・青少年公園地区のアセスは再実施すべき。住民の健康とオオタカの営巣に悪影響がある。

・今回の意見聴取の手続は、万博アセスの手続き上、青少年公園地区の会場計画(基本計画)をもとにしたアセス手続の再実施の開始と位置づけるべきである。

《見解》

平成 11 年 10 月に評価書を公告してから既に 2 年以上経過していること、評価書(第案)の計画熟度が高まる過程において 2005 年日本国際博覧会計画も変化していること等から、修正評価書を作成する過程において、2005 年日本国際博覧会環境影響評価要領上は定められていませんが、このような事情を勘案して環境影響評価を行うこととの経済産業省の指導により、今回の「環境影響評価の進め方」の公表及び意見募集を行いました。また、評価書の修正に当たっても、意見募集及び関係市町長、愛知県知事、環境大臣、経済産業大臣の意見を同時並行的に求めることとしております。

なお、「環境影響評価の進め方」への意見募集の結果等を勘案し青少年公園で生態系等の項目を追加しております。

(6) 説明会等について

・博覧会協会主催の説明会を速やかに行うこと。(他に同趣旨 2 件)

・意見を出した市民への説明会を実施すべき。

・青少年公園がすでに既開発の公園であることから環境要素から除外するとされている項目(マトリックス表)については、あらためて市民との対話により、そのような扱いでよいかどうかを検討されるべきである。

《見解》

平成 14 年 1 月 18 日(金)に長久手町文化の家、同 24 日(木)に瀬戸市市民会館、同 26 日(土)に豊田市内八草公民館において、地元の方を中心に、先般公表された基本計画と併せて説明会を開催いたしました。いただいたご意見を考慮した上で、修正評価書(案)をお示しし、これに係る説明会及び意見募集を実施する予定です。

(7) 意見の取り扱いについて

・環境影響評価の今後の手続きとして、今回の住民意見あるいはその後の修正評価書案への意見がどのように取り扱われるのか明確にしてほしい。また住民意見の募集が形式に終らないよう現在示されている事業着手スケジュールを絶対的なものとしなないでほしい。

《見解》

今回の意見募集の結果を勘案し、生態系等の項目を追加したことを、HP に載せております。また、意見の概要と博覧会協会の見解を修正評価書(案)にお示ししております。

さらに、評価書の修正に当たっても、意見募集及び関係市町長、愛知県知事、環境大臣、経済産業大臣の意見を求め、これらの意見を勘案し、評価書の修正を行ってまいります。

2 環境影響評価の方法について

(1) 評価について

・個別の負荷をも回避・低減する方法を検討すべきです。今回の意見募集が青少年公園に限定されているため、本来総合的に負荷を評価し、保全措置をとるべき環境影響評価の機能を果たすことができません。つまり、一部分が良くても全体として悪くなるということはいくらでもあることです。総負荷をも個別の負荷をも回避・低減する方法を検討すべきです。

《見解》

今回は、青少年公園地区の環境影響評価項目の選定などについて皆様方の意見を伺ったものであり、海上地区につきましては、2005 年日本国際博覧会に係る環境影響評価書(平

成 11 年 10 月)の会場計画を縮小した計画となっていることから、同評価書にお示した海上地区に関する環境影響評価の項目により調査、予測及び評価を実施し、両会場について総合的に予測及び評価を行っていくものです。

・評価を「実行可能な範囲で行う」というのは、実行不可能なことを前提にしないこと、実行可能な範囲で環境影響を低減できないことがハッキリしたときは、計画そのものを見直すという意味であることを明確にしておくべきである。

《見解》

要領において、環境保全措置については、事業者の実行可能な範囲内で検討されることとされており、必要に応じて専門家に相談しながら、適切な環境保全措置を採用してまいります。

・「実行可能な範囲内で回避・低減」と、「影響が不確実であると判断された場合には、追跡調査」と「存在による影響」「供用による影響」でも述べられているが、追跡調査を行った結果をどのような形で反映できるのでしょうか。

《見解》

「追跡調査」は、修正評価書の公告後から解体工事終了までの期間に、評価書に記載する追跡調査計画に基づき実施する調査であり、工事中及び事業の実施時期における環境の状況を把握するとともに、予測の不確実性への対応、環境保全措置の効果の確認等を目的に実施します。

この追跡調査は、工事中及び事業の実施等に伴う環境モニタリング調査、今後の計画熟度に対応して実施する追跡調査、に区分することができます。

は、計画が具体的になった段階で必要に応じ調査、予測及び評価を実施するものです。

追跡調査の結果については、報告書に取りまとめて公表するとともに、報告書に対して寄せられた住民等のご意見に配慮して、環境の保全のための措置を新たに講ずるなど適切な対応について検討してまいります。

・環境負荷の低減の状況を、評価書とだけではなく、検討状況報告書とも比較すること。
(他に同趣旨 4 件)

《見解》

環境負荷の低減の状況は、平成 11 年 10 月の評価書に記載した案と比較いたしました。

なお、検討状況報告書で予測を行った項目についても、参考として記載いたしました。

(2) 詳細な建設計画に基づく環境影響評価について

・グローバル・ループの環境影響について、基本計画では明確でなく、より詳細な建設計画にもとづく影響調査がなされるべき。(他に同趣旨 2 件)

《見解》

グローバル・ループに限らず、基本的に本博覧会の環境影響評価については、環境影響評価の過程で計画策定上の制約条件等を明らかにし、予見し得る環境への影響を極力未然に回避できるよう計画作りに反映するといった、博覧会会場計画と連動した取り組みを目指しております。

(3) 審査会の設置について

・第三者の委員会を設置し、住民意見など各意見を検討し、それによって項目の変更、設定、追加を行うことなど、環境影響評価を再実施すべき。(他に同趣旨 3 件)

・第三者の機関でやるのが好ましい。事業者アセスは限界がある。経済産業省の評価会は何のための委員会か。

《見解》

環境影響評価は事業者自らが行うものと要領に定められております。本博覧会における環境影響評価は、博覧会協会が、学識経験者等からなる「環境影響評価アドバイザー会議」を設置し、技術的事項について助言等を得ながら進めております。

(4) 他制度によるアセスの実施

・国際的な環境政策に照らしたアセスメントに切り換えること。(他に同趣旨2件)
・ギフチョウも海上の森よりもたくさんいるので、追跡調査でなく法に基づくやり方をしてください。

《見解》

本博覧会は、要領に基づき適切に環境影響評価を実施してまいります。

(5) 複数案について

・修正評価書案で比較検討する代替案を、この方法書に相当する段階で明示して下さい。
・万博0案も代替案とし、且、何らかの方法で民意を確かめるのが妥当です。(他に同趣旨1件)

・万博0案、 笹島・青少年公園案(海上の森は生態系をそのまま残す道筋をつける)、 笹島・青少年公園・陶磁資料館案、 青少年公園案の少なくとも4案ないし、港地区を含めた案他、幅広く比較検討が行われるべきです。(他に同趣旨4件)

・0案を含めて、アセスを行うべきである。青少年公園は、そもそもアセスが行われていない。

・基本計画での青少年公園内の入場者数が適切な人数であるのか、市民側が出した提示数も含めた複数案(1000万人、700万人等)と比較検討して変更の選択も含めるようにしてください。(他に同趣旨1件)

・標準日の入場数は、現在の計画値である15万人の他、BIEの登録段階の12万5千人を捕獲するのは当然ですが、さらに減らした10万人の場合の検討はして頂きたい。

《見解》

修正評価書(案)において、会場計画案は2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価書(平成11年10月)にお示しした、会場計画第1案、第2案及び今回の基本計画に基づく会場計画を時系列的な複数案として比較しております。また、計画基準日入場者数を12万5千人とした検討状況報告書で予測を行った項目についても参考として記載しております。

3 環境影響評価の項目等について

(1) 環境に影響を与えると考えられる行為について

・今回、住民から意見が求められているのは、YP地区に限定されていますが、何故なのでしょう。基本計画には、その他関連する幾つかの、新たな計画が盛り込まれています。それらは、必要ないとお考えなのですか。

・ゴンドラ建設による環境影響評価をルートに沿って海上地区まで実施すること。(他に同趣旨3件)

・ゴンドラは基本計画骨子で提案されたもので、ルートも未確定。追跡調査では不十分。最低2年再調査すべき。(他に同趣旨1件)

・会場間のゴンドラ建設に当たっては、支柱の建設や取り付け道路等の工事が当然予想さ

れ、工事により、人間、オオタカ、ドジョウ、植生、生態系への影響が十二分に予想されます。

ゴンドラのアセスは追跡調査で行う旨の情報がありますが、それでは環境保全の上ですでに手遅れになってしまいます。

本アセスメントに是非項目として取り入れ、見直し・中止を視野に入れた会場間一体化アセスを行うこと。(他に同趣旨4件)

・ゴンドラ、ループ、IMTS、各パビリオン(ガラス面を広く取ったパビリオン等)、各種パフォーマンスなど、予定される構築物や催事のそれぞれについての環境影響評価を明確にすべきである。

《見解》

ループ、IMTS、各パビリオンについては評価書で予測評価を行っております。ゴンドラ、催事などは計画内容を検討中であり、今後、熟度が高まるのに応じ、追跡調査において予測評価を実施してまいります。

・農薬などの使用される周辺からの原料や、廃材などの使用は環境汚染化学物質が発生する可能性がある。(他に同趣旨1件)

《見解》

博覧会の工事中及び開催中の有害物質の使用による影響については、予測評価を行いました。

・飛行船による遊覧飛行、巨大アドバルーンの構想が出ていると聞く。

《見解》

飛行船による遊覧飛行、巨大アドバルーンは事業主体を含め、構想は決まっております。

(2) 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持

ア 大気環境

・観客輸送の自動車交通量の増加による大気汚染、騒音の影響を観測地点を増やし詳しく調査すべき。

・大気汚染調査について、町内全域観測点を増やして行うべきである。工事の準備期間中でも渋滞が始まっている。これから先が思いやられる。2001年11月に町が行った二酸化窒素の簡易測定で60ppb以上の値を出した地点が8ヶ所と毎年増加していること。万博工事期間中、開催期間中の大気汚染は町民の健康上大きな問題になる。

《見解》

本環境影響評価は、既存の各種調査結果を精査しつつ活用するとともに、既存資料の補完の観点から必要な現地調査を実施することで効率的に行い、季節変動の把握や学識経験者の意見等も踏まえ必要な調査データの把握を行っていることから、十分であると考えております。

イ 水環境

・“水質”の区分に、汚水の処理・公共下水道への負荷をマトリックスに追加表記し、下水処理場までの環境影響評価を行うこと。(他に同趣旨2件)

・汚水処理の計画変更とその影響を具体的に示すべき。

・水質の調査で、「青少年公園地区においては影響要素に係る行為そのものを行わないことから、BOD及び、CODを除外した。」とありますが、これは下水処理を青少年公園内では行

わず、全量を長久手町の浄化施設で行うことになったことによるのでしょうか、町の処理施設を通して下水は香流川に流されます。万博開催中は1日の処理量がそれにより確実に増加します。万博による水質の悪化を調査すべきと考えます。(他に同趣旨5件)

《見解》

会場(青少年公園地区等)からのし尿等の生活排水は、長久手浄化センターに接続し処理されます。長久手浄化センターは、地域整備事業の前倒し施工により、十分な余力が見込まれております。

・梅雨および台風などによる集中豪雨時(降雨量~100mm/時間、8haのグローバル・ループ)の下水処理能力対策をすること。(他に同趣旨1件)

《見解》

会場(青少年公園地区等)につきましては、雨水と生活排水は別系統となっております。雨水は、現状と同じように調整池を経由して香流川へ流下します。

ウ 土壌環境・その他の環境

・「土壌 土壌(表土)」を環境要素から除外するのは問題である。

《見解》

会場(青少年公園地区等)は既に人為的に整備された公園であり、既改変地を極力利用した会場計画であることから環境要素から除外しました。

(3) 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全

ア 植物、動物

・“自動車交通の発生 アクセス”項について注目すべき動物種への影響を評価すること。(他に同趣旨1件)

《見解》

注目すべき動物種については、生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全で対応しております。

・光や騒音の動植物に対する影響。特に春先の夜間営業等(鳥類の営巣放棄)(他に同趣旨1件)

・注目すべき動植物種の環境影響評価の項目が少ない。工事中の夜間照明はもちろんのこと、コンクリート工事、重機の移動など全部の項目が必要で、やるべきである。供用による影響も全項目関係する。すでにスズカカンアオイなどはふみつがされている。

・夜間照明の影響は、照明時間の延長が暗期時間の短縮などによる発芽抑制、花芽形勢、成長阻害など植物に影響を与えるだけでなく、夜行性動物だけでなく、動物全般の追い出しと蛾などの害虫発生にも影響が出てくる。

《見解》

本環境影響評価で予測評価しております。

・何十万人も公園内に入場する事自体、公園の環境を悪化させる。

・こいの池では水と光のパフォーマンスをやめ、イヌタヌキモを今のまま保全してほしい。

《見解》

工事中及び供用中の動植物への影響については、本環境影響評価で予測評価しております。

また、催事等については、熟度が高まるのに応じ、追跡調査において予測評価を実施し

てまいります。

- ・イヌタヌキモは注目すべき植物種と考える。(他に同趣旨1件)

《見解》

平成12年7月に発表された環境省のレッドデータブックにおいて、新たにイヌタヌキモもタヌキモを含めて絶滅危惧類に区分されることとなったため、本環境影響評価において注目すべき植物種としております。

- ・青少年公園内のハネビロエゾトンボ、モートンイトトンボ、ルリホシヤンマ、コオイムシは注目すべき種であるはず。

《見解》

本環境影響評価の現地調査では、会場(青少年公園地区)では確認されていません。

- ・青少年公園の博覧会会場にはいくつかの溜池が見られます。土岐砂礫層におけるため池はよく地下水の帯水層の下方位置に作られ、日照りが続く場合も湧水により貯水量をよく保つことができる場合があります。博覧会のための造成工事、建設工事、諸施設設置のため、帯水層に変化がおきれば、溜池の貯水能力や水質に変化を与える可能性があります。そこに生息する動植物に影響を与える可能性があります。したがって、池と帯水層の関連を調査し、会場整備に伴って帯水層に変化がないか調査する必要があります。そしてその変化による、注目すべき動植物への影響の予測評価がなされなければなりません。(他に同趣旨1件)

《見解》

自然の地形を活用して、土地の改変を少なく抑えることにより、自然環境への最大限の配慮をまいります。

- ・アセス調査者による影響を、バイトトラップによる影響も含めて予測すべきである。
- ・ボーリング調査との名目での工事や測量などによる人の入り込みによる影響

《見解》

調査は自然環境の保全に配慮して実施しております。

- ・検討状況報告書公表時点では現地調査により確認された鳥類は14目28科75種ということですが、わたし達市民グループの中では平成12年10月より平成14年1月までに29科67種の野鳥を観察しています(会員調査)。しっかりした調査を行えば海上の森と同程度の野鳥観察ができると思われます。なおいっそうの調査をもとめます。(他に同趣旨1件)

《見解》

検討状況報告書公表時点より、さらに調査を行い、このたびの修正評価書(案)では15目31科79種を確認している旨を記載しております。

- ・樹木を何本伐採するのか明らかにすること。

《見解》

工事に伴い発生する伐採木は植生現存量の減少量として約450tと想定しております。

- ・青少年公園はオオタカの重要な餌場であり、応急の代償措置では不十分。オオタカ検討会に委ねるのでなく、項目を設け予測評価すること。

・オオタカの餌動物(キジバト・ドバト等)の採餌環境を通年に亘って調査し、採餌環境が変わればどのように餌動物の行動が変わるか調査をおこなうこと。(他に同趣旨1件)

- ・青少年公園地区におけるオオタカの餌場としての利用度を十分考慮した評価項目を立てるべきである。食痕調査を一年以上行うこと。
- ・万博会場見直しの端緒となった代表的なオオタカ保護に関連したアセスは慎重にやること。現状の保護対策では、オオタカによる頓挫の可能性を払拭できない。
- ・オオタカ等の動植物の生きる場がなくなる。(他に同趣旨1件)
- ・オオタカの採餌環境の喪失に対する回避、低減、代償措置は複数想定立案し、最低2~3営業期に亘って実験をすることが必要です。(他に同趣旨2件)
- ・オオタカの2~3ヶ所の餌場の代償場を作るといっては、安易に採用すべきではない。事前に実験をして下さい。(他に同趣旨1件)
- ・オオタカにとって餌場としての公園を失う。餌場を新たに設ける対策や、食物連鎖の一端を破壊する薬剤園内散布で害虫を駆除するような愚かな行為はやめること。
- ・オオタカなど絶滅危惧種をきちんと守ること。夜おそくまで営業しては守れない。現在の自然環境をそのまま残して下さい。
- ・オオタカのえさ場の中心であるこいの池で、水上パフォーマンスをやればどうなるのか？えさ場がなくなってオオタカを見殺しにすることになる。
- ・オオタカの狩場をどこにするのか。(他に同趣旨1件)

《見解》

オオタカにつきましては、環境影響評価項目の「生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全」-「動物」-「注目すべき動物種」に含まれており、予測評価を行いました。引き続き、国際博会場関連オオタカ調査検討会の指導助言を受け、適切に対処してまいります。

- ・ゴンドラについては追跡調査の扱いとなっています。これはおかしい。とくに繁殖鳥類についてしっかり調査を行ってください。(他に同趣旨1件)

《見解》

ゴンドラは計画内容を検討中であり、今後、熟度が高まるのに応じ、追跡調査において予測評価を実施してまいります。

- ・環境の変化、水位及び移植、移入、特にコイなどの放流を含め、多自然型、近自然工法などを取り入れること自体が変化を与えることを考慮に入れなければならない。

《見解》

自然環境に最大限の配慮し、会場作りを目指すこととしております。

イ 生態系(里地生態系)

- ・騒音の影響は通常のアセスでは住民に対する影響予測が中心ですが、生態系に与える影響も大きい。今後は住民に対してだけでなく、生態系に対する騒音による影響を予測評価しなければなりません。騒音発生源からの距離ごとに生態系や、特に注目すべき動物種に与える予測評価をすること。(他に同趣旨1件)
- ・貴重種だけでなく、生態系全般について予測評価を行うこと。(他に同趣旨1件)
- ・こいの池のイヌタヌキモなど、池の水脈の湿地や周辺の東海地方固有の動植物が消えないよう、YPの生態系全般の予測評価を行うこと。
- ・青少年公園の植生地域の喪失割合や、騒音、大気、人の入りこみ、水質・量の変化、夜間の光量などによる全体的な影響を調査予測評価すること。特に、博覧会の工事、供用、それ以降の影響を、注目すべき動植物種/群落と同時に、総合的な里山生態系として影響予測評価し比較すること。また、同様に、東海地方固有の生態系が見られることからその

観点においても予測評価をすること。(他に同趣旨2件)

・モンゴリナラ林など園内に存在する森林の生態系についても同様に十分な調査が不可欠です。森林体感ゾーンそのものの面積も大変狭い設定であり、活用方法いかんによっても生態系が損なわれるおそれがあります。

・青少年公園に、土岐砂礫層に見られる東海地方特有の生態系が見られること、里山としての生態系が見られること、約30年にもなる時間と多額な金額をかけて人工的に作られた施設(公園)の生態系が見られること、の三点に留意して、それぞれの生態系として認識し、生態系の変化の予測評価をすること。

・評価書と比べて「生態系」が抜けているなど大きく後退している。さらに、「青少年公園は既に人的に整備された公園であることから・・・「生態系-里地生態系」...については、環境要素から除外した」となっているが、特に動物では生息地だけが守られても、その種が生息するための十分な条件とはなり得ません。生態系を保全するということは、群集及びその構成者の存続が保障されなければならない。

・オオタカを頂点とした生態系の観点から生態系を評価してください。そして、なぜオオタカが繁殖地から山を越え青少年公園まで餌を求めに来るのかを明らかにしてください。

(他に同趣旨1件)

・自然については、生態系項目が外されているが入れるべきではないか。青少年公園は、オオタカの高利用域でもあり、生態系の調査をせずに保全はできないのではないかと。またハッチョウトンボやギフチョウも多く生息するなど、自然性の高い公園であり、総合的な環境の保全が必要である。(他に同趣旨1件)

・『愛知万博会場等オオタカ調査検討委員会』に生態系のレベルから調査検討を徹底的に行うよう働きかけてください。(他に同趣旨1件)

・望ましい池の保全には、池そのものだけでなくそれを取り囲む周辺環境とセットになった生態系について考慮するべきですが、基本計画ではこのような配慮が見られません。

・青少年公園については、ギフチョウ等が生息する非常にいい森が残っている貴重な生態系を守るために、開発の影響が最小限になるようお願いいたします。

・現在ある生態系に手を加えれば、たとえ良い環境を作り出しても、現在ある生態系のバランスを損なう。

《見解》

生態系については、上位性の観点からオオタカの主要採餌生物に着目した広域的な里地生態系を、典型性の観点からギフチョウ・モンゴリナラに着目した里地森林生態系及びイヌタヌキモ等に着目した溜め池生態系を、特殊性の観点からハッチョウトンボ等に着目した湿地生態系を項目として予測・評価しました。

(4) 人と自然の豊かな触れ合い

ア 景観

・「景観 景観資源」について環境要素に入れること。

《見解》

景観 景観資源については、注目すべき景観資源として環境要素に取り入れ予測評価を行いました。

イ ふれあい活動の場

・子どもの活動の場がなくなる。

《見解》

触れ合い活動の場として予測評価を行っております。

(5) 環境への負荷

ア 廃棄物等

- ・塩ビに関してはリサイクル率に関しても言及すること。(他に同趣旨1件)

《見解》

塩化ビニールは廃プラスチック類の一種で他の廃プラスチック類との分類が困難であり、塩ビのみの分別収集は行わない計画です。

- ・仮設構築物の、開催期間終了後のリユース、リサイクルについてその目標となるべきリユース、リサイクルの率を、明確にすべきであり、このことを環境影響の評価項目として明示すべきである。

- ・万博建設資材を再利用することを検討すると、新聞にありましたが、グローバル・ループを閉会后どうするのか、具体的に示して下さい。

《見解》

博覧会終了後の仮設構築物の取り扱いについては、現在検討しているところです。

- ・計画案では青少年公園地区の既存施設の半分ほどを除却すると聞きましたが、既存施設を出来るだけ活用する場合の計画案の比較検討もするべきと思われます。環境万博という趣旨からすれば、出来るだけ建設廃棄物は減らすという考えが必要だからです。

《見解》

既存施設はできるだけ活用することとしておりますが、既存施設の解体により発生する廃棄物は場内の路盤材等として、利活用することに努めます。

- ・ゼロエミッションを言うならば、汚水は処理場に流すのではなく、会場内で処理すべき。

(他に同趣旨1件)

- ・ゴミ、下水、建築物解体処理は、循環型社会に相応しい会場内処理とすること。(他に同趣旨2件)

- ・排水について、会場内処理と循環システムを最大限追求することにより、基本計画に示された循環型社会の理念を会場において実践すること。

《見解》

し尿等の生活排水等の処理は、半年間の開催期間中のためにだけ仮設で建設するより、会場外の処理施設を活用するほうがより合理的と考えております。

- ・建築物等についての資材の素材・調達の入れること。(他に同趣旨1件)

《見解》

本博覧会に係る環境影響評価は要領に基づき、環境の保全の見地から実施しております。

なお、博覧会協会では、博覧会の諸施設建設における循環型社会に対応した建設システムを推進するため、3R(リデュース、リユース、リサイクル)型建設手法の検討を進めており、素材、調達等について検討しております。

- ・廃棄物等(物質循環)について、先の経済産業省意見にも述べられているように、LCA(ライフサイクルアセスメント)は実施されなければなりません。素材の調達段階から廃材物(物質循環)に関しては最終処理段階(ゴミ処分場など)まで項目追加をして、環境影響評価を行うこと。

- ・LCA(ライフサイクルアセスメント)について、温暖化要因以外では、資材調達から廃

棄までに排出される、NO_x、SO_x、リサイクル不可能な梱包資材、アスベストなどを、設計、建設、運用、改修、廃棄に至るまでの行程に関して設定項目を抽出し行うこと。

・LCA（ライフサイクルアセスメント）について、温暖化要因としては、フロン類に関しても考慮する必要があります。同様にアクセス手段として利用するリニアカー、バス、他に関してもインベントリ分析を行い実施すること。

・二酸化炭素の排出量の予測はLCAと関連させ予測することが望ましい。

・現在公表されているLCAデータベースに基づき報告書をまとめ、公開すること。

・“施設等の解体工事（重機の稼働を除く）”とあるが、その次に、それに伴う廃棄物の最終処理（処分地も含む）を入れること。（他に同趣旨1件）

《見解》

本博覧会の建設から撤去までの各段階において発生する廃棄物については、企画・計画段階からその発生抑制を最優先に、リユース・リサイクルの推進等様々な工夫や仕組みを検討してまいります。また、温室効果ガスである二酸化炭素等に着眼し、パピリオン等の建設における工法や資材の選定に際してLCAの考え方に配慮したいと考えております。

なお、処理せざるを得ない廃棄物については、地元自治体、一部事務組合等と協議し、可能な協力を得るとともに、必要に応じて廃棄物処理業者に委託することとしております。

イ 温室効果ガス

・地球の気候温暖化（灼熱化）は私たちの生活スタイルを強制的に変えざる段階に入ったといわざるを得ません。多数の国が京都議定書発効に努力を重ね、発効が予定されています。愛知県や名古屋市においても2010年までにCO₂を10%減らす目標が掲げられました。環境万博を実施するにあたり、CO₂削減の明確な指針のない博覧会は実施すべきではありません。博覧会を実施した場合の2010年までのCO₂の増加の定量予測と、博覧会が社会に影響を与えることによる、CO₂発生の抑制の定量予測を行う必要があります。（他に同趣旨1件）

《見解》

CO₂については温室効果ガス等で予測、評価を行っております。

・ハイブリッドカーなどで二酸化炭素の排出量を削減すべきだ。

《見解》

CO₂削減のため、可能な限りシャトルバスに低公害車を導入する計画です。

(6) その他

・木質発電（建設される場合）に関して、供用時の燃料の由来を確認し、その予測評価をすること。（他に同趣旨1件）

《見解》

ガス火炉において、木質も原料として、使用する計画がありますが、実証実験として行う小規模なものであり、環境に影響を与えることは少ないと考えております。

・マダラニワトンボについては、生息地が公園内でなくとも、公園環境と関係が深いので、公園内に限らず調査すること。

《見解》

マダラニワトンボについては、青少年公園内で確認していないため、博覧会の環境影響評価に係る調査を行わないこととしております。

・今回の目玉になるであろう IT 技術を駆使した展示が想定されますが、それらが発生する電磁波等による人体、自然環境への影響調査項目が、YP 地区マトリックス表には、含まれていないようですが実施されますか。

《見解》

現在のところ、強力な電磁波を発生する施設等の設置は考えておりません。

4 環境保全措置について

・青少年公園の調査は、1年間の調査に基づいて、検討状況報告書なるものが出されているが、アセスの手続きにそったものではなく不十分である。ギフチョウの生育地が森林体感ゾーンに指定されるなど言語道断である。少なくともギフチョウの生育時など立ち入り禁止にすべきである。

《見解》

青少年公園の自然環境の特性を踏まえ、多様な動植物の生息・生育環境の保全、身近な自然環境の保全の観点に留意して予測・評価を行い、環境保全措置を検討しました。

・野鳥の衝突事故を防ぐため、窓ガラスをオーバーハングさせるべき。(他に同趣旨1件)

《見解》

野鳥の衝突事故防止のため、さまざまな対策を検討しております。

・オオタカは地元の方の保護で毎年順調に育っているとのこと。協会や県は一体となって積極的に調査保護に努めること。(他に同趣旨1件)

・これから青少年公園内または直近でオオタカが営巣した場合の対応を決めておいて下さい。

《見解》

仮定すべき条件が極めて多岐に渡るため、それらへの対応を事前に想定することは困難と考えております。

なお、国際博会場関連オオタカ調査検討会の指導助言を受け、適切に対処してまいります。

5 環境影響評価の対象事業について

・会場(青少年公園地区及び海上地区)だけでなく関連する全ての事業(会場間ゴンドラ、瀬戸環状道路東部線、吉田ダム、吉田川改修工事、吉野3号線の拡幅、愛知県道を含んだ南北道路、東部丘陵線、隣接駐車場など各種万博関連工事)について、方法書段階から再アセスの対象とし、地域全体を考慮した総合的(工事、存在、利用、撤去)な予測評価を行なうこと。(他に同趣旨27件)

・瀬戸市道(吉野・八草線)及びサンヒル上之山団地南のバスターミナルのアセスを行なうこと。

・既存道路(万博関連輸送による影響)について経済省の「環境影響評価要領」に準拠したアセスメントを実施・結果公表ののち工事にかかること。

・笹島サテライトをはじめシャトルバス発着場のアセスメントを行なうこと。(他に同趣旨1件)

《見解》

本博覧会における環境影響評価は、要領に基づき実施しており、博覧会の会場内の事業と会場外で協会が行う事業を対象としております。

なお、サンヒル上之山団地南のバスターミナル整備は、協会の事業であることから予測

評価を行いました。

6 環境保全上の課題等

・前熊東交差点は、NOx や騒音がすでに、甘い国の環境基準すら越えている。長久手住民にとって重大な交通渋滞の環境アセスである大気汚染や騒音が、さらなる悪化を伴う。原状回復以上の、環境基準を守るべきアセスは可能なのか。(他に同趣旨1件)

《見解》

本環境影響評価における予測結果と環境基準との比較は、博覧会事業による影響の程度を把握する目安として行っておりますが、博覧会事業による影響をできるだけ低減するための保全措置を行い、それを踏まえた評価を取り入れております。

・道路への影響つまり交通渋滞について、環境影響評価項目の標準例になくとも大気汚染、振動、騒音とはまた別の項目としてぜひ予測評価を行なうこと。駐車場への自家用車の出入り、シャトルバス、団体バスなどアクセス計画による渋滞の影響について、複数案の検討をしてほしい。また藤が丘駅周辺の混雑状況についても調査予測評価をおこなうこと(他に同趣旨3件)

《見解》

交通渋滞に関しては、予測の前提条件の設定が多岐にわたり、また予測方法も不明確なため、環境影響評価の項目とすることは困難と考えています。

なお、東部丘陵線等の公共交通機関への利用促進により渋滞緩和に努めることとしております。また交通渋滞及び藤ヶ丘駅周辺の混雑への対策につきましては、博覧会協会が設置した2005年日本国際博覧会輸送対策協議会で検討していくこととしております。

・WWFの世界大方針である生態圏を守る視点を前提とすれば、猿投-海上-青少年公園という分断されつつある回廊をこれ以上破壊してはならない。

《見解》

会場(海上地区)については、大幅に面積を縮小し、また、会場(青少年公園地区等)についても既改変地をできるだけ利用し、新たな改変を極力回避しております。

・事業に携わる者が、野生動植物の生活様式や生活史についての理解を深めること。
・工事の現場に土地の生物に詳しい専門家と施工管理士を環境巡視員に委嘱し、工事関係者の研修なども行なうこと。

《見解》

工事にあたっては、工事関係者の自然に関する知識の向上を図るための普及啓発を行っていきます。

・今回の万博環境影響評価をどのような姿勢・観点を持って実施されますか。木を切らないで実施する方法があるのか、徹底説明が必要です。

《見解》

本環境影響評価は、実施主体である博覧会協会が要領に基づき行うものであり、環境影響評価の実施に当たっては、事業計画へのフィードバックが十分行われるよう、環境影響評価の過程で計画策定上の制約条件を明らかにし、予見し得る環境への影響を極力未然に回避できるよう計画づくりに反映するといった、博覧会会場計画策定と連動した新しい環境影響評価をめざしています。

また、会場計画・建設にあたっては、既存の改変地をできるだけ活用することを基本と

し、自然環境への最大限の配慮をし、環境負荷の少ない会場を目指しました。

7 博覧会の終了後について

- ・ 青少年公園再整備事業との連携評価か、再整備事業自体の環境影響評価をすべき。
- ・ 海上の森の自然環境とともに、青少年公園内の自然環境も等しく後世に残して行くべき大切な場所であり、未来へ伝えていくことが環境をテーマにした博覧会の大きな使命のひとつである。博覧会開催中における両者の環境を損なわないような働きかけはもとより、将来の保全について、長年当地で自然を見続けてきた市民の方々と行政が協議する場を是非設けて欲しいと。
- ・ 万博後も自然破壊がないと証明できる保護条例などのような立法措置を住民の参画で行なうこと。(他に同趣旨1件)
- ・ 万博終了時における復旧と環境保全措置について記載すること。(他に同趣旨2件)
- ・ 2005年9月26日以降の青少年公園の自然環境を含む姿を説明すること。
- ・ 万博が終わった後の影響についてのアセスメントも行うこと。

《見解》

博覧会終了後の解体工事につきましては、追跡調査の中で予測評価を実施していくこととしております。

また、博覧会後の土地利用に係わることについては、それぞれの主体が対応すべきものと思慮しております。

8 海上地区について

- ・ 海上地区についてはアセスメント項目選定に関して除外してあるがなぜなのか。これまでの調査で十分ということなのか。何故十分調査したといえるのか。その判断はどこでどのようにして決定されたのか。このような点について客観的で判りやすい説明がされないまま修正評価書案作成へ進むことは修正評価書案の内容に不備が生ずることになる。海上地区についても「アセスメント項目の選定」に関する市民意見、関係自治体意見、経済産業大臣、環境大臣意見を聞くべきである。

《見解》

会場(海上地区)については、平成10年4月に実施計画書の手続きの中で、項目の選定等について意見募集を行っております。

- ・ 汚水などの処理に関しては、マトリックスに追加表記し、下水処理場までの環境影響評価を行うこと。(他に同趣旨1件)

《見解》

し尿等の生活排水については、瀬戸市の公共下水道において適切に処理されるものと考えております。

- ・ 鳥や昆虫、植物の宝庫である海上の森の自然を破壊しないで下さい。
- ・ できる限り生態系に配慮して計画をもう一度再考され、特に全国的に減少しつつあるサンショウクイやサンコウチョウについてモニタリング調査を綿密にし、保全策をお願いします。また、ゲンジボタルを著しく南地区で減少している故、生息環境を向上しつつ保全策をお願いします。
- ・ 低減・回避ができないのであれば代替案や中止も考えて下さい。

《見解》

会場(海上地区)については、会場面積の縮小、あわせて海上南地区の施設配置計画の

見直しにより、環境への影響は低減が図られたものと考えております。

・1999年から2000年にかけての古窯調査で、海上地区の恒久施設予定地直近に断層があること、および、大規模地滑りが7～800年ごろ前に、地震動が原因で起きていることがわかりました。そのあたり一帯は土砂流出防備保安林の指定地もあり、土砂崩壊の危険地域にもなっています。したがって、土地の安定性で、断層について調査すること、および今後の予測影響評価を行うこと。また、地震による甚大な被害をこうむる恐れがあるため、恒久施設の建設は中止すること。(他に同趣旨2件)

《見解》

活断層等の災害・安全に係る事項は、本環境影響評価での対象としておりません。

・オオタカの重要な餌場であり、応急の代償措置では不十分。オオタカ検討会に委ねるのでなく、項目を設け予測評価すること。

《見解》

オオタカについては、通商産業大臣より「国際博会場関連オオタカ調査検討会における検討内容を確実に反映した適切な保護対策を具体的に明らかにし、繁殖等に支障が生じることのないよう対処すること。」との意見をいただいています。

今後、引き続き、国際博会場関連オオタカ調査検討会の指導助言を受け、適切に対処してまいります。

・キジバト・ドバトなどオオタカの餌動物の個体数調査を通年に亘って行うこと。(他に同趣旨1件)

《見解》

会場(海上地区)周辺におけるオオタカ保護方策については、国際博会場関連オオタカ調査検討会の指導助言を受け、適切に対処してまいります。

・瀬戸環状東部線に関しては、重要な古墳群を壊して建設されることになっており、文化遺産喪失の影響は甚大です。これに関しても項目を設け予測評価を行うこと。(他に同趣旨1件)

・海上の森の道路・ダム等の開発は下流域の環境(水生昆虫やゲンジボタルなどの生態系等)を著しく破壊する。(他に同趣旨2件)

・海上地区を南北に縦断することになる市道吉野八草線は開通すれば県道、広久手八草線、瀬戸環状東部線と結ばれ国道155号線のバイパス機能を果たことになり、2つの道路には含まれる住宅地の環境悪化が予想される。万博終了後も含めた影響を検討しアセスメントを行うこと。

《見解》

本博覧会における環境影響評価は、博覧会協会が要領及び経済産業省の指導により実施しており、博覧会協会の会場内の事業及び会場外で協会が行う事業を対象として行っております。

このため、本博覧会の会場外で行われる工事については、基本的に協会として環境影響評価を行わないものとした。

9 環境保全の見地以外の意見

・指名方式により、瀬戸・多治見近辺の陶芸家に事業参加してもらえばよい。瀬戸と名古屋の(日本)自然庭園チームを競争させ、速く世界にPRするとよい。

《見解》

博覧会の事業企画については、皆様のご意見を考慮しながら、プロデューサーの指導のもと、よりよいものにしてまいります。

- ・グローバル・ループおよびゲートシティの震度6弱の耐震設計をすること。(他に同趣旨1件)
- ・ Gondolaについては、青少年公園を含めて環境影響だけでなく、安全性や必要性からの再吟味が必要でないか。

《見解》

グローバル・ループ等につきましては安全性の観点からも十分配慮して設計しております。

・西地区の市民交流舞台や恒久施設ができる区域には、広久手18号、20号、30号古窯があり、中でも18号古窯は大地すべりが確認できるとされています。20号、30号はいずれも瀬戸地区では最も古い平安のものとなっています。これらの大切な文化財を一時の万博で破壊せず<現状保存>して地域の財産として広く一般に公開して欲しい。大地すべりによって地層がにている18号古窯は資料的な価値もあると考える。

《見解》

埋蔵文化財(古窯)につきましては、文化財担当部局に協議し適切に対応してまいります。

・今でも主要道路(グリーン道路・高根線等)は夕方には混雑しています。農道とか私道には入らない保証をして下さい。

《見解》

今後関係機関と調整して、一部の道路に車両が集中したりしないよう誘導対策などを検討していきたいと考えています。

- ・万博関連工事の進捗状況を逐次報告してほしい。(他に同趣旨1件)
- ・突貫工事を危惧する。住民に工事を公開すべき。

《見解》

工事の進捗状況等につきましては、HP等で随時公表していきたいと考えております。

・工事中の廃棄物の不法投棄を監視する体制を取るべき。

《見解》

廃棄物処理は、発生抑制、再使用・再資源化等により、最終的に処理せざるを得ない廃棄物量を極力減らす検討を進めてまいります。

また、処理せざるを得ない廃棄物については、地元自治体、一部事務組合等と協議し、可能な協力を得るとともに、必要に応じて廃棄物処理業者に委託するなど、適切に対応してまいります。

- ・なぜ、青少年公園を使うのか。
- ・市民交流はその目的を明確にし、アクセスも良く、環境への負荷もより低減され、人々も集まりやすい名古屋市の笹島地区で行なうこと。(他に同趣旨1件)
- ・万博はたった半年間です。中止して下さい。
- ・ Gondola工事計画は中止すべき。

・そもそも、アセス以前に万博を中止しなければならない。不用の金の無駄使いであるが、それ以上に、白川公園の野宿労働者を汚いゴミの様に扱い、シュルターに囲いこんで、観光客の眼から覆い隠そうとするなど、人権無視であり、国際人権条約に違反する。

シュルターを 2005 年度までしか設置しないなど、まことに露骨な「野宿労働者かくし」である。されてしかるべきである。

《見解》

基本計画は、平成 12 年 4 月に通産大臣、愛知県知事、博覧会協会会長の 3 者による「海上の森の博覧会事業及び地域整備の基本的方向について」の合意を受けるとともに、「愛知万博検討会議（海上地区を中心として）」において論議された結果を受けて、平成 12 年 9 月に国際博覧会条約に基づく登録を申請し、同年 12 月の BIE 総会で承認されたものを博覧会協会が具体化したものです。今後、引き続き博覧会の計画の具体化を推進してまいります。

- ・住民投票等、県民が意思決定に参加する手続きを行なうこと。（他に同趣旨 2 件）
- ・県民投票を行なうか、協会が主導して、何らかの形の県民合意をは必ずとっていただきたい。
- ・県民の合意をどのような方法で得るのか具体的に示してほしい。
- ・公園利用者及び周辺住民の意識、態度を調査すること。
- ・「愛知万博検討会議」でも海上地区に関しては「結論」を出したが、青少年公園地区はメイン会場とされたまま全く検討もされていない。県民合意形成が不十分なまま万博事業を強行するのか。

《見解》

博覧会事業の進捗については、今後も必要に応じ説明・意見交換の機会を持つとともに、引き続き広報活動に努めてまいります。

- ・青少年公園ができてから現在に至るまでの使用した肥料の総体を明らかにし、生態系を維持管理するための人夫賃・手間賃の総体を明らかにすること。また、破壊する生態系を復元するまでにどれだけの金額と日数が必要か評価すること。（他に同趣旨 1 件）
- ・長久手町に対して協会からはどれくらいの金額をこの万博で使うよう要求しておられますか。又、長久手町が関連事業も含め、どれくらい使うのか知っておられますか。
- ・財政アセス関連、対費用効果の視点からのアセスメントを行なうこと。
- ・住民の生活インフラ関連等（災害、事故、火災、防犯、救急、衛生、費用、住民合意）のアセスメントを行うこと。
- ・東西の道路で渋滞が起これば、南北の道路の通行が妨げられますし、生活道路への進入も考えられます。周辺住民の生活への影響、小、中学生の通学路への影響、消防、救急など緊急用の車輛への影響などを考慮したアセスメントが必要。

《見解》

本博覧会に係る環境影響評価は要領に基づき、環境の保全の見地から実施しております。

- ・海上の森を含む市町村のマスタープランが空白のまま、道路・ダム・万博会場建設を推進する法的根拠は何か。（他に同趣旨 1 件）

《見解》

博覧会の会場建設は都市計画法及び建築基準法に基づき行っております。

- ・障害者に対する過剰警備が予想され、また、物価上昇を引き起こすおそれがある万博に

は反対。

《見解》

会場警備や物資等の調達を始め、協会の業務につきましては、住民の生活に支障のないよう適切に実施してまいります。

・北地区に影響を与えるであろう瀬戸環状東部線、登録会場建設の際の吉田ダム、吉田川改修工事について、モニタリング会議での早い情報開示の元での厳正な審査を行うなどの対処をしてくださるようお願いいたします。

《見解》

博覧会協会が開催する海上地区会場計画モニタリング委員会は、海上地区の会場計画を極力自然に負荷をかけないで実現するために協会が実施する会場設計、工法等を検討する委員会であり、協会以外の事業主体が会場外で行う事業についてはそれぞれの事業主体において適切に対処されると考えております。

・愛知県知事は、2000年4月に、保安林の解除を行わないという声明を出しましたが、今回の基本計画を進めるにあたっては海上地区の恒久施設とサンヒルの間の南北道路建設にあたり、保安林解除が行われる予定です。博覧会協会は、知事が声明を守ることが出来るよう、南北道路の建設中止を前提とした会場計画にすること。(他に同趣旨1件)

《見解》

2000年4月頃、海上の森の南地区(現在の会場予定地の東側ゾーン)の整備に当たり保安林の解除を行わないとされておりましたが、今回の計画においては、会場予定区域から除外されております。

・赤字になった場合の責任をはっきりとさせることが、事業者の責任として求められるのは当然のことではないでしょうか。だれが責任をとるのか。

《見解》

本博覧会の収入の大半は入場料で賄うこととなっており、目標入場者数を超えるお客様に来場いただけるよう努力することによって、赤字は回避できると考えており、協会としましては、万が一にも赤字が出ないように最大限の努力をしてまいります。

10 博覧会協会以外の者への意見

・H S S Tによる日照時間の減少と変電所周辺の電磁波および車輛基地隣接のオオタカ営業場への影響。磁気による浮揚高さ8mmでは、緊急送電停止時のバッテリー電源への切替えは間に合わない。車輪が要るのではないか。

《見解》

東部丘陵線事業による環境への影響については、名古屋市及び愛知県環境影響評価条例に基づき、適切に処理されていると考えております。

・オオタカ調査検討会の公開審議を求めます。(他に同趣旨2件)

・経済産業省は、「環境影響評価の進め方に関する意見書」が今後のアセス手続きに十分反映できるようにするため、しかる手続き(措置)を行うこと。

《見解》

関係機関に申し伝えます。